**自主学習グループ等認定申請のご案内**

**（１）概要**

　自主学習グループ等とは、同じ目的をもって学ぶ仲間が集い、自主的に計画を立てて学習して知識や技術を習得し、その成果を地域に活かすことを目的とするグループです。

　　　能代市では、市民一人一学習を目標に、活動を奨励し、生涯学習を推進しております。

認定基準を満たし、自主学習グループ等として能代市教育委員会に認定されれば、公民館等の社会教育関係施設を使用する際、使用料（冷暖房料を除く）が一般利用者の半額程度になります。また、公民館祭等の芸能発表会や作品展示会に、グループの活動内容を発表することができます。

**（２）対象となる社会教育施設**

・中央公民館　・働く婦人の家　・勤労青少年ホーム　・サン・ウッド能代

・東部公民館　・南部公民館　　・向能代公民館　 　 ・檜山公民館

・鶴形公民館 ・常盤公民館　 ・二ツ井公民館（二ツ井分館含む）

・二ツ井公民館荷上場分館 ・杉ホールひびき　 ・二ツ井伝承ホール

**（３）各施設の使用料**

|  |  |
| --- | --- |
| 施　　設 | 適 用 さ れ る 料 金 表 |
| 公民館（地区館･分館含む） | 能代市公民館条例第９条第１項ただし書に規定する条例別表第３ |
| 勤労青少年ホーム | 能代市勤労青少年ホーム条例第６条第１項ただし書に規定する条例別表第１ |
| 働く婦人の家 | 能代市働く婦人の家条例第６条第１項ただし書に規定する条例別表第１ |
| サン・ウッド能代 | 能代市生涯学習施設サン・ウッド能代条例第５条第１項ただし書に規定する条例別表第２ |
| 杉ホールひびき | 能代市農林漁家婦人活動促進施設条例第５条第１項ただし書に規定する条例別表第２ |
| 二ツ井伝承ホール | 二ツ井伝承ホール条例第５条第１項ただし書きに規定する条例別表第２ |

**（４）認定基準　※『自主学習グループ等の認定に関する要領』より抜粋**

（認定基準）

第３条　自主学習グループ等として能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の認定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

（１）　社会教育法第２０条の目的達成に寄与すると認められる活動を行う団体であること

（２）　会員が**自主的かつ継続的、計画的に活動を行っている**団体であること

（３）　**会員及び日常の活動人員が５名以上**であること

（４）　**会員の半数以上が市内在住または在勤、在学者**であること

（５）　組織体制（会員名簿、年間学習計画書）が整っていること

（６）　**営利を目的とする事業又はそれに類する行為を行わないこと**

（７）　**カルチャー教室、教授所等、私塾的な活動を行わない**こと

（８）　自主学習グループ等の**指導者並びに講師が、当該団体の代表及び事務担当者となっていない**こと

（９）　**特定の政党及び宗教の支援又は利害に関する活動を行わない**こと

**【注意事項】**

※**年間を通じ、会員同士で**自主的かつ継続的、計画的に活動を行っていること。

※代表者または事務担当者が能代市在住者であること。

**※グループ等の運営に、講師が関わっていないこと。**

※**講師や指導者が生徒を募集し、又は不特定多数の参加者を集め、講師中心の教室形態の活動を行う団体や事業、授業料を徴収する団体等は対象となりません。**

**※自主学習グループ等以外に、社会教育法第２０条の目的達成に寄与すると教育委員会が認めた団体も、自主学習グループ等と同様の取り扱いとなります。**

**（５）提出書類について**

　**様式１～３は全てのグループ等で提出が必要です。**

記入漏れがあると受付できませんので、提出前にご確認をお願いします。

①自主学習グループ等認定申請書（様式第１号）

②自主学習グループ等会員名簿（様式第２号）　　※全ての団体が必要です

③年間学習・活動計画書（様式第３号）

**④収支予算書（様式第４号）**

**※活動に補助金･助成金等を活用する(予定のある)団体のみ提出**

**★ご注意ください★**

　　　　様式第２号（会員名簿）の住所および連絡先については、グループ等の実態把握、

統計調査、緊急連絡用として必要です。外部公開はいたしませんので、代表者

および事務担当者を含む最低５名については、全ての項目をご記入ください。

　　　　書類に記入漏れがある場合は、受付できませんので、事前にご確認ください。

**（６）書類の提出先について**

　　　１．ご利用の公民館等

中央　東部　南部　向能代　檜山　鶴形　常盤　二ツ井（二ツ井分館含む）

サン・ウッド能代　働く婦人の家　勤労青少年ホーム　杉ホールひびき

２．生涯学習・スポーツ振興課（二ツ井庁舎２階）※郵送可

〒018-3192　能代市二ツ井町字上台１－１

　　　　　能代市教育委員会　生涯学習・スポーツ振興課　公民館文化係

（７）その他

1. 遵守事項を守らなかった場合やグループ等の目的以外の使用、申請内容の虚偽が発覚した場合などは、自主学習グループ等登録認定を取消しします。
2. **登録内容（グループ名・活動人数など）が変更となる場合や、グループ等を解散する場合、【自主学習グループ等変更届出書】または【自主学習グループ等解散届】の提出が必要**です。利用施設または生涯学習・スポーツ振興課へお問い合わせください。
3. 年度毎の申請登録更新は不要ですが、**登録内容を確認するため、生涯学習・スポーツ振興課から報告を求める場合があります。**
4. 各施設の利用予約は、使用日の前月初日から受付しますが、中央公民館・二ツ井公民館・二ツ井分館については、自主学習グループ等に認定された団体であれば、使用日の２か月前の初日から受付します。予約方法や受付時間等などの詳細は、事前に各施設へ直接お問い合わせください。
5. 利用にあたっては、各施設の利用注意事項を守り、職員の指示に従ってください。
6. 自主学習グループ等として認定された団体の【グループ名、代表者氏名、発足年、会員数、活動内容】は、「能代市の教育」「ブルーの窓口」「能代市ホームページ」等において公開します。また、「新規会員を募集する」と申請いただいた団体については、市へ問い合わせがあった場合に、グループ概要を紹介します。
7. 認定となった自主学習グループ等には、生涯学習・スポーツ振興課や公民館等から、行事などのお知らせをお届けすることがあります。
8. 申請書様式は、能代市ホームページ「自主学習グループ等登録のご案内」のページ下「関連ファイル」からもダウンロードいただけます。

【問い合わせ】

能代市教育委員会

生涯学習・スポーツ振興課　公民館文化係

　　〒018-3192　能代市二ツ井町字上台１－１

電話　73-5052　　ＦＡＸ　73-6459

E-mail　shou-supo@city.noshiro.lg.jp